

第1回秦野斎場施設検討委員会要旨

1 日 時

平成26年7月11日（金） 午前9時25分から11時55分まで

2 場 所

秦野市伊勢原市環境衛生組合会議室
（はだのクリーンセンター3階小会議室）

3 出席者

- (1) 委員（7名）
- (2) 事務局（4名）

4 内 容

(1) あいさつ

二市組合事務局長から「組合長が公務の都合上出席できないため、代わってあいさつさせていただくこと。本組合の秦野斎場は、老朽化が進む施設の現状と今後の火葬需要の増加に的確に対応していくために、平成28年度中の着工、平成31年度の全面供用開始を目標として、段階的に増築及び改修を進めていく計画である。今後、建物の基本設計及び実施設計を進めていきたいと考えており、当委員会で基本設計及び実施設計を行う事業者の選定を行っていただくこと。また、選定した事業者が作成する基本設計案の検討もお願いしたい。」とあいさつがあった。

(2) 自己紹介

委員、事務局の順にあいさつ

(3) 議題

ア 設置要綱について

- ・ 設置要綱について、委員会の趣旨や所掌事項、組織などが規定されていることを説明し、委員に了承された。

イ 委員長、副委員長の選任について

- ・ 委員長に二市組合議会議長、副委員長に二市組合議会副議長が就任することですべて了承された。

ウ 委員会の進め方について

- ・ 事務局からスケジュールについて、委員会は今回から平成27年5月までに9回開催し、前半の5回目までを設計事業者の選定を行い、10月末まで開催する。後半の6回目は、基本設計の検討を行い、来年1月ごろから5月中旬ごろまで開催する予定。

第1回及び第2回では公告、プロポーザル要領書、概要及び設計事業者選定評価基準について検討し、了承をいただき、第3回では一次審査の実施、第4回では一次審査を通過した業者から提出された技術提案書の審査を行い、第5回では引き続き技術提案書の審査を行うとともにプレゼンテーション及びヒアリングを行いたいと説明した。

- ・ 事務局から委員会の内容の公開、結果の公表等に関しては、取扱要領等の説明をした。委員から、委員名は公表するののかとの質問に対し、事務局から委員名は伏せて実施したいと回答し、取扱要領等は了承された。
- ・ 委員から審査をするに当たり、一次審査後であっても委員には事業者名は最後まで伏せるほうがよいとの意見があり、事務局から事業者名を伏せると回答した。

エ 設計事業者の選定について

- ・ 事務局から設計事業者の選定方法には、金額の多寡で決める競争入札や設計案に対して評価するコンペ方式がある。これに対し、設計者を評価するプロポーザル方式があり、この方式が入札方式に比べ質の高い設計を可能にし、コンペ方式と比べ選定までの費用や時間などもかからない方法であることから本件はプロポーザル方式で行うことを説明した。

オ 募集要項等について

- ・ 事務局から公募公告案の業務概要、参加資格要件、日程、評価基準等について、プロポーザル要領書案により審査方法、評価基準を、秦野斎場増築改修計画の概要案より施設の内容や規模などを説明した。委員から「必要となる諸室の項目」ですべての諸室が記載されており、基本計画では表現されていない部屋もあるため、それらを図面に表現した場合、基本計画で説明した内容を超える表現であるとして減点するとしたことはおかしいとの質問に対し、事務局から表現方法の制限は図面を表現する手段としてで、平面図を描くのであれば壁を単線で表現し、柱型が少しあるくらいのレベルで描くまでは認めることを示したものであると回答した。

- ・ 委員からタイトルを「必要となる諸室」ではなく、「想定される諸室」など提案者が提案できる表現にしたいとの意見に対し、事務局から検討したいと回答した。
- ・ 委員から約500平方メートルの既存待合棟を改修するとあるが、新設のほうが安くできる場合も想定できるので改修を前提としないことを認めたいとの意見に対し、事務局から建築基準法に適合する構造改修の費用はわずかな金額であり、コストや施設を使用しながら増改築していくことを考慮すると改修することが良いと回答し、また、委員から既存の建物を活用して実施することを組合議会でも協議していただいたうえで基本計画に示した経緯があるとの意見があった。そのため、事務局から改修する条件を付して行いたいと回答した。
- ・ 委員から2,000平方メートル以上の火葬場を実績要件としても10社程度はある見込みかとの質問に対し、事務局から全国の火葬場のデータを見ると近年でも2,000平方メートル以上の施設が建設されているので、この条件を課しても応募はあると回答した。
- ・ 委員から地元産業を入れることや将来の秦野市らしさ、伊勢原市らしさの表現を取り入れることなども審査範囲にするのがよいのではとの意見に対し、事務局から提案する課題に与えられるスペースが少なく、現在の課題でも表現すべき内容が多々あるため、プロポーザルの審査範囲としては難しいと考える。しかし、今後の基本設計の中では盛り込みたいと回答した。
- ・ 委員から公告案、要領書案などの用語などを統一しておいたほうがよいとの意見に対し、事務局から用語の表現は統一するよう修正すると回答した。

カ 審査方法について

- ・ 事務局から第一次審査と第二次審査と分け、第一次審査では資格や技術力を審査し、第二次審査では意欲や課題に対する技術力を技術提案書により審査していただきたいと説明し、次回の委員会での検討をお願いした。

(4) その他

- ・ 特になし。